
警察官のための 死体の取扱い実務 ハンドブック

～事例等解説や用語解説で学べる実務の要点～

昭和大学医学部法医学講座教授・元最高検察庁検事
城 祐一郎 著

立花書房

警察官のための 死体の取扱い実務 ハンドブック

～事例等解説や用語解説で学べる実務の要点～

昭和大学医学部法医学講座教授・元最高検察庁検事
城 祐一郎 著

立花書房

はしがき

本書『警察官のための死体の取扱い実務ハンドブック ～事例等解説や用語解説で学べる実務の要点～』は、検視を実施する現場の警察官の方々に対する、分かりやすいマニュアル本として作成したものです。その趣旨や内容については、後述の「はじめに」に記載したとおりであります。本書が、多くの現場の警察官の方々にとって、役立つものとなってくれることを心から祈っているところであります。

また、本書の後半に「検視・死体見分・解剖用語解説」を掲載しました。その用語説明に当たっては、日本法医学会のホームページに掲載されている用語検索である「日本法医学会法医学用語集 (<http://www.jslm.jp/glossary/>)」や、その他の文献等を活用・参考にさせていただきました。

上記の日本法医学会法医学用語集は、非常に有益な用語解説集であることから、大いに参考になったものであります。その参考文献としての使用について、同学会から、御了解をいただいたことにつき、この場を借りて、深く感謝申し上げます。

なお、本書の作成に当たっては、企画や編集、校正等でお世話になりました、立花書房編集部の馬場野武部長、下村大志係長、中埜誠也係長をはじめ、特に、「検視・死体見分・解剖用語解説」の部分につき、総務部の谷千恵海主任、デジタル推進室の堀籠あかね氏らには、本当にお世話になりました。深く謝意を表します。

おって、昭和大学医学部法医学講座松山高明主任教授におかれましては、司法解剖の際などを含めて多くの機会に多大の御教示をさせていただいており、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

令和4年9月

昭和大学医学部法医学講座教授
元最高検察庁検事

城 祐一郎

はじめに

1 本書の特徴

本書「警察官のための死体の取扱い実務ハンドブック～事例等解説や用語解説で学べる実務の要点～」は、主に警察官が現場で、死体を取り扱う際のポイントや留意事項等をまとめたハンドブックである。

したがって、本書は、法医学上の学術的な見地から述べたものではないし、そのレベルについても決して高いものではない。筆者の拙い経験・学修と、刊行されている秀逸な文献における見解等を、一冊にまとめて記載した手引き書のようなものであり、言わばガイドブック的なものに過ぎないものである。ただ、検視等に慣れていない警察官もいるのであるから、そのような警察官が、現場で死体を取り扱う上で、できるだけ困ることが無いように、との配慮からまとめたものであると理解されたい。

そのため、本書では、各種問題となりそうな架空の事例を作成し、それに答える形式を中心に作成している。また、近時の裁判において、法医学的に問題とされた事案などについては、検視においても役立つものであることから、その事案や判断についてもある程度詳細に紹介している。

本書では、警察における死体の取扱い上、普遍的な法医学的事項について、筆者の理解に基づいて記載してある。しかし、筆者の経験や能力を超えるような、専門的な見解に基づく事項については、文章の末尾にかっこ書きで、その引用・参考にした先が分かるように明示してあるので、場合により、それらを参照されたい。

もともと、これまでの筆者自身の経験や、学修などに基づく、知識・見解による場合であっても、できるだけ客観性を持たせるため、同様の内容が記載されている文献がある場合には、それらを網羅的、重畳的に引用・参考に行っている。そのため、引用が若干くどくなっているところもあるが、提供する知識・情報の客観性・確実性向上のためとして、御容赦願いたい。

引用・参考等にした文献については、次頁に挙げるものをまず参考にし、それらに番号を付して、その番号で引用・参考にした先が判明するようにしてある（例えば、(①24頁)との表記であれば、①の文献の24頁を引用・参考にしたということである。）。

なお、本書は学術書ではないため、必要な図については、私がお書等を参考にしてフリーハンドで記載したものをデジタル化するなどして掲載してあるが、実際の死体の写真等については、被写体の人権上の問題等も存することから一切掲載していない。

2 参考文献

- ① 捜査実務研究会編著「現場警察官のための死体の取扱い」(立花書房、2008)
- ② 死因・身元調査法制研究会著「注解 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(立花書房、2013)
- ③ 田中宣幸ほか著「学生のための法医学(改訂6版)」(南山堂、2006)
- ④ 匂坂馨著「TEXT法医学」(南山堂、1994)
- ⑤ 上野正彦著「監察医が書いた死体の教科書」(朝日新聞出版、2010)
- ⑥ 渡辺博司ほか著「死体の視かた(改訂第2版)」(令文社、1989)
- ⑦ 上野正吉「犯罪捜査のための法医学」(弘文堂、1965)
- ⑧ 田中圭二著「法医学と医事刑法」(成文堂、2002)
- ⑨ 岩瀬博太郎「法医学者、死者と語る」(WAVE出版、2010)
- ⑩ 近藤稔和・木下博之編著「死体検案ハンドブック(第4版)」(金芳堂、2020)
- ⑪ 泉邦彦「有害物質小事典(改訂版)」(研究社、2008)

第2編 日本法医学会法医学用語集 (<http://www.jslm.jp/glossary/>)

目 次

はしがき
はじめに

第1編 事例等解説

第1章 死体の取扱いに関する法令に基づく警察官の職務

- ① はじめに 3
- ② 警察署長への報告 6
- ③ 警察官の取り扱う死体とは 7
- ④ 現場保存の必要性 12
- ⑤ 検視の開始に当たって 13
- ⑥ 検視に際して警察官に許容される行為 16
- ⑦ 事例の解答 18

第2章 検視に際しての心構え

- ① 10の心構え 19

第3章 検視実施上の留意事項(1) —死体の死後変化—

① 死の認定基準	23
② 早期死体現象	25
③ 晩期死体現象	34
④ 異常死体現象	40
⑤ 死体現象を死亡推定時刻に用いるに当たって	42

第4章 検視実施上の留意事項(2) —窒息死—

① 窒息死の定義及び種類	45
② 縊死	50
③ 絞死	58
④ 扼死	62
⑤ 鼻口部閉鎖による窒息死	72
⑥ 溺死	73
⑦ 食物誤飲・吐物吸引による窒息死	77
⑧ 胸部圧迫による窒息死	78
⑨ 筋弛緩剤の投与による窒息死	79
⑩ 酸素欠乏による窒息	83
⑪ 事例の解答	84

第5章 検視実施上の留意事項(3) — 損傷死 —

① 損傷の定義、生活反応及び種類	85
② 鋭器損傷	87
③ 鈍器損傷	104
④ 銃器損傷	118
⑤ 事例の解答	124

第6章 検視実施上の留意事項(4) — 中毒死 —

① はじめに	125
② 中毒死の定義及び毒物の分類	127
③ 代表的な中毒死	129
④ 中毒死全般を通じての検視上の着眼点	177
⑤ 事例の解答	180

第7章 検視実施上の留意事項(5) — 異常環境下における死 —

① 焼 死	185
② 凍 死	192
③ 感 電 死	198
④ 事例の解答	200

第8章 検視実施上の留意事項(6) — 嬰兒殺 —

① はじめに	201
② 生産児と死産児の識別	203
③ 墜落産(墜落分娩)	206
④ 事例の解答	207

第9章 検視実施上の留意事項(7) — 総括 —

① はじめに	209
② 現場の状況につき留意すべき事項	211
③ 死体の置かれた場所につき留意すべき事項	213
④ 死体の全体的な状態につき留意すべき事項	214
⑤ 死体の個別的な部位の状態につき留意すべき事項	215
⑥ 死体の人定確認に関して留意すべき事項	226

第10章 検視調書の作成に関して留意すべき事項

① 検視調書の様式	231
② 検視調書作成上の留意事項	234
③ 検視調書作成後の手続	240

第11章 我が国における死体解剖制度

- ① 死体解剖保存法の原則 241
- ② 解剖法2条1項のただし書き規定に基づく死体解剖 243

第12章 司法手続への移行しない場合の手続

- ① 死因も身元も明らかな場合 249
- ② 犯罪死ではないものの死因を明らかにする必要がある場合 250
- ③ 犯罪死ではないものの身元を明らかにする必要がある場合 253

第13章 司法手続へ移行する場合の手続

- ① 司法解剖の法的根拠 255
- ② 司法解剖に至る手続 258

第2編 検視・死体見分・解剖用語解説

【あ行】

(あ 269、 ぃ 270、 ぅ 271、 ぇ 272、 お 274)

【か行】

(か 275、 き 281、 く 285、 け 285、 こ 289)

【さ行】

(さ 297、 し 301、 す 318、 せ 320、 そ 325)

【た行】

(た 328、 ち 335、 つ 341、 て 342、 と 346)

【な行】

(な 352、 に 353、 ぬ 354、 の 355)

【は行】

(は 357、 ひ 362、 ふ 367、 へ 369、 ほ 371)

【ま行】

(ま 373、 み 373、 む 374、 め 374、 も 375)

【や行】

(や 376、 ゆ 376、 よ 377)

【ら行】

(ら 378、 り 379、 る 380、 れ 381、 ろ 381)

【わ行】

(わ 382)

第1編

事例等解説

第1章 死体の取扱いに関する 法令に基づく警察官の職務

① はじめに

警察が法の執行機関である以上、警察官の行為は、すべて法令に基づくものであることは当然である。

そして、これは死体の取扱いにおいても同様なのである。

例えば、通行人等が、偶然、路上等にあった死体を発見した場合、直ちに、110番通報などで警察に連絡がなされるであろう。

その際に、自らが当該現場に駆け付けた場合において、何をしなければならぬか、何をすることが許されるのか、許されないのかなどは、基本的には、法令に規定してあるとおりである。

したがって、まずは、それら法令において、どのようなことが指示されているのか、次に、その内容や解釈を理解するということが、スタートとなることになる。

事例

〇〇県警A警察署地域課巡查部長の甲野太郎は、同署管内のB交番において一人で勤務していた。

すると、突然、男性Cが交番に飛び込んできて、「おまわりさん、大変です。隣の家の庭に死体のようなものがころがっています。この家は、ずっと不在が続いているのですが、隣家ですから家主の電話番号は分かっています。すぐに、その死体を調べてください。」と言った。

それで、甲野巡查部長は、Cと共に、その死体のようなものがあるという現場に駆け付けた。その家は、立派な門のある家であったが、柵の間から見ると、たしかに庭に死体のようなものが見られた。それで甲野巡查部長は、Cから聞いたこの家の家主Dに電話を掛けて、門を開けて中に入れてもらいたいと伝えた。

すると、電話口に出たDは、「私は、今、北海道にいるけど、しばらくはこちらに滞在する。その後、こちらに戻るから、それまで待ってほしい。勝手に入るなら、住居侵入で訴える。それが嫌なら、令状でも持ってきてほしい。」などと言った。

さて、甲野巡查部長としては、どうしたらよいのか。

警察官が死体を発見した際にどのような対応が求められるかについては、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「死因・身元調査法」という。）、刑事訴訟法、死体取扱規則、検視規則等において規定されている。

その中でも、犯罪死の見逃しの防止等の観点から、平成24年6月15日に成立した死因・身元調査法は、警察等が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定められていることから、この法律上、警察官に要請される事項にも言及しつつ解説することとする。

ちなみに、死体取扱規則1条においても、

警察が取り扱う死体に係る通報、引渡しその他行政上の手続については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（中略）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。と規定されている。

第2章 検視に際しての心構え

① 10の心構え

検視に際しての心構えについては、①55～60頁に、適切に記載してあるので、その項目を引用し、更に必要な事項を適宜追加した上、簡略に説明しておくこととしたい。

1 死体に対する礼儀を失しないこと

この点は、死因・身元調査法2条においても、

警察官は、死体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意しなければならない。

と規定し、死者への礼儀について規定しているところである。

ここでの、「礼意を失わないように」とは、死体に接しては、黙礼、場合によっては合掌するのはもちろんのこと、死体を移動したり、解剖に付する場合、あるいは、その後に安置する場合においても、その取扱いや場所の選定には十分配慮するということが考えられる。

例えば、屋外にある死体については、できるだけ早く衆目に触れない地点に移動したり、被覆するなどの注意を払わなければならない、ということである（②29頁）。

第3章 検視実施上の留意事項(1) —死体の死後変化—

検視のために現場に赴いた時点で、既に、死亡してから何時間も経過しているのが通常であろう。

時には、それが数日以上になっていることもある。

そこで、まず、現場で見る死体が、死後変化で生前の状態からどのように変化しているのかを理解しておく必要がある。

① 死の認定基準

1 人の死

人の死というのは、その生命活動が永久に停止することである。

では、どのような兆候や状況が見られたら、人は死亡しているといえるのかについては、伝統的に、「三兆候説」と呼ばれる見解に基づいて、判断されているとあってよいと思われる。

具体的には、

- (1) 脈拍の不可逆的停止（心機能停止）
- (2) 自発的呼吸の不可逆的停止（肺機能停止）
- (3) 瞳孔散大と対光反射消失（脳幹部機能停止）

の3つの兆候を総合して判断する見解である（③22頁）。

第4章 検視実施上の留意事項(2)

—窒息死—

事例

〇〇県警A警察署刑事課警部乙野次郎は、検視官を拝命したばかりであるところ、ある夜、同署管内で発生した、首吊り死体を発見したとの通報を受け、先輩の検視官らとともに、現場に駆け付けた。

すると、現場の家屋の鴨居に紐を掛けて首を吊った状態の中年の女性の死体が見つかった。

家族の者が言うには、日頃からノイローゼ気味で自殺願望があったとのことであった。

乙野警部は、その死体を鴨居から降ろして見分したところ、死斑が背中全体に広がっており、顔はうっ血し、眼瞼結膜や眼球結膜にはいくつもの溢血点が見られた。

さて、乙野警部としては、どのように判断したらよいのか。

① 窒息死の定義及び種類

1 窒息死とは

窒息とは、気道閉塞や呼吸抑制に起因する機械的な低酸素状態や、呼吸機構の機能的障害により、低酸素血症と高炭酸ガス血症（高二酸化炭素血症）がもたらされた状態であり、窒息による死を窒息死という（⑦68頁）。

第5章 検視実施上の留意事項(3) — 損傷死 —

事例

〇〇県警A警察署刑事課警部補丙野三郎は、愛人の女性を殺害したXの取調べをしていた。Xは当初、否認をしていたが、丙野警部補の説得に応じ、自供を始めた。その殺害方法は、被害者の腹部を鋭利な刃物で1回突き刺したことによる失血死であった。凶器は現場からは発見されておらず、その後も不明のままであった。丙野警部補はXに対し、凶器は何で、それをどこに隠したのかと問い続けたところ、Xは、近くのY川にかかるZ橋の真ん中あたりでその川に投げ捨てたと供述した。そこで、A警察署刑事課をあげてその付近を捜索したところ、刃体の長さが12cmほどの出刃包丁が見つかり、そこには被害者の血液と思われるものも付着していた。ただ、司法解剖の結果では、腹部の刺創の深さは14cmということであった。甲野警部補は、この包丁では長さが不足し、この刺創を形成することができないのではないかと悩んだ。さて、甲野警部補としては、どうすればよいのか。

1 損傷の定義、生活反応及び種類

1 損傷とは

損傷とは、外力作用により組織の正常な生理的連絡が絶たれた状態である

第6章 検視実施上の留意事項(4) —中毒死—

事例

甲野太郎は、自らが経営しているスナックの売上が落ちてきたことから、従業員に生命保険をかけた上、殺害して、その死亡保険金等を取得しようと考えた。

ただ、通常の方法では、自らの犯行が発覚することになるから、特別な毒物などを使うことをせずに、死を迎えさせることとした。

そのため、上記スナックにおいて、連日、従業員に多量に飲酒させた上、健康食品であると偽って、多量の風邪薬（アセトアミノフェン等を含有する総合感冒薬等）を飲ませ続けた。

その結果、当該従業員は、化膿性胸膜炎、肺炎等を引き起こして死亡した。

甲野の行為は、殺人罪を構成するのか。

① はじめに

中毒死においては、毒物などが使われる。

それらが自殺で用いられることが多いのはもちろんであるが、他殺でもしばしば使われる。

しかしながら、毒物を用いた他殺では、その死体自体からは中毒死であることが容易には判明しない。

第7章 検視実施上の留意事項(5) —異常環境下における死—

事 例

〇〇県警A警察署刑事課警部丁野四郎は、検視業務に従事していたが、ある年の4月、風呂場で男性が倒れたまま死亡しているとの通報を受けて現場に駆け付けた。

そこには、20代の男性が、自宅浴室内で下半身を脱衣し、背部にシャワーから少量の流水(水温11℃)を持続的に浴びた状態で死亡していた。

さて、丁野警部は、どのようなことに注意すべきであるのか。

異常環境下での死に関して、ここでは、**焼死**、**凍死**及び**感電死**を取り上げることとする。

① 焼 死

焼死とは、火災現場などで一酸化炭素などの有害ガス、熱傷、酸素欠乏などによって死亡することである。

一酸化炭素中毒死と酸素欠乏による窒息死についてはこれまでに述べてきたので、ここではまず、熱傷から説明する。

第8章 検視実施上の留意事項(6) — 嬰兒殺 —

事 例

甲野花子は、乙野次郎と交際しその後、別離を迎えたものの、肉体関係もあったことから、その頃、花子は既に次郎の子供を妊娠していた。花子は中絶しようと考えたが、その時機を失してしまい、また、当時、経済的に楽な状態ではなかった上、周りの支えもなく、誰にも相談することがないまま、流れに任せて本件男児を出産してしまった。

そのため、花子は、本件男児を出産した直後に、本件男児を殺害するしかない、殺害せざるを得ないという気持ちになり、令和2年〇月〇日頃、山形県米沢市内又はその周辺において、上記男児(身長約49cm、体重約2800g)に対し、その鼻口部を塞ぐなどし、よって、その頃、同所において、同人を窒息により死亡させて殺害した。その上で、花子は、夕刻頃、付近の△寺に同児の遺体を運び、同寺の本堂の回廊上に同児の遺体を放置した。

その後、同児の遺体を発見した△寺の関係者からの通報により、所轄警察署刑事課の丙野三郎警部補は現場に赴いた。

丙野はどのようなことに注意し、検視すべきであるのか。

① はじめに

分娩中、あるいは分娩後間もない新生児を殺害することを、**嬰兒殺**と呼ぶ。

第9章 検視実施上の留意事項(7) —総括—

① はじめに

これまで述べてきた検視上の留意事項を総括して、死体が置かれた現場やその周辺の状況に関して注意を払うべき事項、死体の各部位に応じて注意を払うべき事項などを、横断的に整理して、現場での検視作業の役に立てるようにしたい。

この点については、検視規則6条1項において、総括的に調査すべき事項を挙げており、

- 一 変死体の氏名、年齢、住居及び性別
- 二 変死体の位置、姿勢並びに創傷その他の変異及び特徴
- 三 着衣、携帯品及び遺留品
- 四 周囲の地形及び事物の状況
- 五 死亡の推定年月日時及び場所
- 六 死因（特に犯罪行為に基因するか否か。）
- 七 凶器その他犯罪行為に供した疑のある物件

第10章 検視調書の作成に関して 留意すべき事項

① 検視調書の様式

検視の際には、**検視調書**の作成が義務付けられており、その書式は、司法警察員捜査書類基本書式例（以下「基本書式」という。）の様式第1号に定められている。

その内容は、**図9**のサンプルのとおりである。

検視調書は、刑事訴訟法229条2項の規定に基づき、いわゆる代行検視をした場合に作成するものである。

ただ、検視の結果又は検視の過程において、死者の死因について犯罪の嫌疑が生じた場合には、検察官にその旨を連絡するとともに、引き続き検証又は実況見分を行ったときは、検証調書又は実況見分調書を作成し、そのような場合には、それらの調書に死因等に関する事項も記載されることから、検視調書の作成を省略することができる（①165頁）。

第11章 我が国における死体解剖制度

検視を実施した結果、司法手続に移行する場合もあれば、そこに移行しない場合もある。

ただ、上記のどちらの場合であっても、死体解剖がなされることがあるので、ここでは、我が国における死体解剖制度について、概観しておくこととしたい。

① 死体解剖保存法の原則

そもそも、我が国において、司法解剖を含めた死体解剖をするに当たっては、死体解剖保存法（以下、「解剖法」という。）で定められた規制に従うことになる。

同法では、死体解剖をするためには、2条1項で、

死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

と規定しており、保健所長の許可がなければ、死体解剖ができないというのが原則である。

しかしながら、上記ただし書きで分かるように、本項各号において、例外がいくつか定められており、その中に、司法解剖・行政解剖・病理解剖などが含まれている。

それゆえ、実際のところ、この例外規定にほぼすべての死体解剖が含まれていることから、通常、解剖をするに当たって保健所長の許可が必要になる、という事態は起きていないものである。

第12章 司法手続への 移行しない場合の手続

上述したように検視を実施した後、それが犯罪死体であると判明した場合には、司法手続に移行することになるが（これについては次章で述べる。）、非犯罪死であることが判明した場合には、どのような手続が採られるのであろうか。

① 死因も身元も明らかな場合

検視の結果、病死や自殺であることが明らかになり、死因や身元も判明している場合には、もはやそれ以上、当該死体を警察の手元に置いておく必要はないので、速やかに遺族に引き渡す必要がある。

そこで、この点については、死体取扱規則5条1項において、

警察署長は、法第4条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（取扱死体を除く。）について、当該死体を引き渡したとしてもその後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合において、当該死体の身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その後の犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内においてその死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該死体を引き渡さなければならない。ただし、当該者に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）に引き渡すものとする。

との規定に基づき、遺族等に引き渡すことになる。

第13章 司法手続へ 移行する場合の手続

犯罪死の疑いがあるとなれば、その死因等を明確にする必要があり、そのためには、司法解剖を実施しなければならない。

そこで、まず、司法解剖はどのような法的根拠に基づくものであるのかを説明し、その後、そこに至るまでや司法解剖の際に、警察官として行わなければならない手続について、述べることにしたい。

① 司法解剖の法的根拠

司法解剖は、刑事訴訟法の規定に基づき、犯罪捜査などの刑事事件の処分のために行われるものである。

具体的には、損傷の部位、形状、程度や、凶器の種類、加害方法及び凶器と死因との間の因果関係、更には死後経過時間等を明らかにして犯罪の立証に役立てることを主な目的としている。

これは、解剖法2条1項4号に規定されている、解剖である。

司法解剖がなされた件数は、平成16年は、4969体であったところ、平成25年には、それが8356体に加え、その後、平成29年には8157体と、8000体を超えた状態で推移しているところである。

第2編

検視・死体見分・解剖用語解説

〈検視・死体見分・解剖用語解説〉

あ

用語	読み方	説明
仰 向	あおむけ	背中を下にし、お腹を上にして横になった姿勢。仰臥位。⇔備（うつぶせ、うつ伏せ）、腹臥位
赤 鬼 状	あかおにじょう	腐敗が進行し体が膨れ上がり鬼のようになった状態。腐敗が進行し赤血球が破壊され体内の血液が溶けるため、血色素（ヘモグロビン）が出て皮膚が赤く見える。
亜 急 性	あきゅうせい	急性より若干時間的な経過がある場合。あまり急でないこと。例：「亜急性窒息死」
顎	あご	口の下にあって、口を動かす役割をする部位。下顎（かがく）。
足 首	あしくび	躁（くるぶし）上の関節部。足関節（そくかんせつ）。
圧 痕	あつこん	圧迫されていた部位に生じた皮膚の窪みや痕跡。
圧 死	あつし	押しつぶされて死ぬこと。
圧 平	あつぺい	圧迫されて平らになった状態。
鎧 骨	あぶみこつ	耳の中にある軟骨（耳小骨）の一部。
アリル （アリアル）	ありる （ありーる）	1つの遺伝領域がいくつかの型に分けられる場合、そのうちの1つの型をいう。DNA鑑定などで、型判定された遺伝領域のうち一方の親から受け継いだもの。対立遺伝子とも訳すが、遺伝子とは限らない。
アレルギー	あれるぎー	種々の物質の摂取、接触、注射等の結果起こる。その物質に対する過敏症、特異体質。現象としては、じんま疹の発現等。重篤な場合は、ペニシリンショックにみられるように死亡する。
暗紫赤色	あんしせきしよく	暗い紫がかかった赤色。皮下出血や死斑の色表現に用いられる。普通の死斑色。
暗赤紫色	あんせきししよく	暗い赤みがかかった紫色。暗紫赤色。

暗 緑 色	あんりよくし よく	暗い緑色。腐敗に伴う色変化の表現として用いられる。
-------	--------------	---------------------------



胃	い	お腹のみぞおちのところにある袋状の消化器官。全体的に弓状に湾曲し、上縁は短く小弯（小彎）しょうわん）、下縁は長く大弯（大彎）だいわん）。食道側から十二指腸側に向かって、噴門、胃底、胃体、幽門部、幽門という部分におおまかに分けられる。
縊 頸	いけい	索条（さくじょう（紐のようなもの））を頸部に巻きつけ、その一端を高所に固定して吊り下がること。
縊 溝	いこう	首吊りの頸部に見られる使用索条の痕跡。
移行部	いこうぶ	相互に異なった組織が接する部分。例：頸部と顔面の移行部。
縊 痕	いこん	首を吊った紐のあと。索痕（さっこん）。
縊 死	いし	索条（紐等）を頸部に巻きつけ、その一端を高所に固定して吊り上げ、自己の体重で頸部を絞めて死亡すること。首吊り。
萎 縮	いしゆく	しなび、ちぢむこと。
胃 体	いたい	胃の一部分。胃の中央で大部分を占める。
一 塊	いっかい	ひとかたまり。
溢 血	いっけつ	身体の組織間にかかる出血。
溢 血 点	いっけつてん	うっ積した血液が毛細血管を破って点状に出血したもの。小出血点。まばら状の出血点。眼瞼結膜、口腔粘膜、内臓の漿膜などに現れる。顔面などの皮膚に現れることもある。掘頸、絞頸、非定型的縊死などの頸部圧迫による窒息死に現れる。本来急死の所見。心臓疾患などの内因性の急死の場合にも多少は見られる。
溢 血 斑	いっけつはん	溢血点が集合して米大以上になったもの。溢血点と同じ理由で出血したが、出血量が多く、斑状になったもの。溢血点より大きい。
胃 底 部	いていぶ	胃体のうち、食道から胃に入るところ（噴門（ふんもん））の左方に膨らんで、横隔膜のすぐ下に位置している部分。

〈著者紹介〉

城 祐一郎（たち ゆういちろう）

昭和55年10月	司法試験合格
昭和58年4月	東京地方検察庁検事任官
平成16年4月	大阪地方検察庁特別捜査部副部長
平成18年1月	大阪地方検察庁交通部長
平成19年6月	大阪地方検察庁公安部長
平成20年1月	法務省法務総合研究所研究部長
平成21年4月	大阪高等検察庁公安部長
平成21年7月	大阪地方検察庁堺支部長
平成23年4月	最高検察庁刑事部検事
平成24年11月	最高検察庁公安部検事
平成26年1月	最高検察庁刑事部検事
平成28年4月	明治大学法科大学院特任教授・検事
平成29年4月	最高検察庁刑事部検事
平成30年3月	最高検察庁検事退官
平成30年4月	昭和大学医学部法医学講座教授（薬学博士）
令和3年4月	ロシア連邦サンクトペテルブルク大学客員教授

【主要著書】	『窃盗犯捜査全書—理論と実務の詳解—』
	『殺傷犯捜査全書—理論と実務の詳解—』
	『性犯罪捜査全書—理論と実務の詳解—』
	『Q&A 実例 交通事件捜査における現場の疑問〔第2版〕』
	『Q&A 実例 取調べの実際』（共著）
	『実務用語・略語・隠語辞典』
	『海事犯罪—理論と捜査—』（共著）
	『特別刑事法犯の理論と捜査〔1〕〔2〕』
	『「逃げ得」を許さない交通事件捜査〔第2版〕』
	『警察官のためのわかりやすい刑事訴訟法〔第2版〕』（共著）
	『取調べハンドブック』

以上、弊社刊

『ケーススタディ危険運転致死傷罪〔第3版〕』（東京法令出版）
『現代国際刑事法』（成文堂）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

警察官のための死体の取扱い実務ハンドブック ～事例等解説や用語解説で学べる実務の要点～

令和4年11月20日 第1刷発行

著者 城 祐 一 郎
発行者 橋 茂 雄
発行所 立 花 書 房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電 話 03(3291)1561(代表)
F A X 03(3233)2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

©2022 Yuichiro Tachi

印刷／製本・明和印刷

乱丁・落丁の際は当社でお取り替えいたします。